

## マイナンバーの通知

今年の10月～12月の間に、住民票を有する市民一人ひとり（住民票がある外国人も含みます）に、12桁のマイナンバーが通知されます。市から住民票の住所あてにマイナンバーが記載された通知カード（紙製）を、簡易書留で郵送します。



【通知カード・イメージ】

## 住所変更の手続き

通知カードは住民票の住所に郵送します。現在の住まいと住民票の住所が異なる場合は、手元に通知カードが届きませんので、確実に手元に届くように住所変更の手続きをお願いします。

### ■住所変更の手続き

届出できる人	異動者本人、異動者の世帯員、代理人 ※代理人の場合は委任状が必要です。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出人の本人確認書類（【本人確認書類】参照）</li> <li>異動した人全員の国民健康保険証など、市が発行している証書</li> </ul>

※市外への住所異動の手続きが完了後、転出証明書を発行します。  
転出証明書を持って、住所地の自治体で転入の手続きをしてください。

### ■現在の住まいに住民票を登録できない場合の手続き

ドメスティックバイオレンス(DV)被害者や入院などのやむを得ない理由で、現在の住まいに住民票を登録できない場合は、住民票の登録のある自治体に事前に現在の住まいを登録することで、登録住所に通知カードの送付先を変更できます。

登録対象者	異動者本人
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>通知カードの送付先に係る居所登録申請書</li> <li>登録対象者の本人確認書類（【本人確認書類】参照）</li> <li>現在の住まいに居住することを証明する書類（賃貸借契約書、施設などが発行する入院・入所を証明する書類）</li> <li>代理人の場合は代理人であることを証明する書類と代理人の本人確認書類（【本人確認書類】参照）</li> </ul>
変更手続き	<p>住民票の登録のある自治体に、郵送で必要書類を提出するか、来庁して必要書類を提示</p> <p>※代理人による変更手続きも可能です。ただし、送付先は異動者本人の現在の住まいにしか送れません。</p> <p>代理人による受領を希望する場合は、市ウェブサイトを確認ください。</p> <p>※郵送で提出する場合、必要書類のうち登録申請書以外の書類は写しを同封してください。</p> <p>送付先 〒989-6188 大崎市古川七日町1-1 市民課住民記録係</p>
申請方法	9月25日(金)までに市民課住民記録係に必要書類を提出

### ■通知カードが届かない場合の手続き

- 住所異動を伴わない場合で返戻された通知カードの受領  
市民課住民記録係で受け取れます。具体的な内容は市ウェブサイトを確認ください。
- 住所異動を伴う場合の通知カードの受領  
原則的に再交付の取り扱いになります。住所異動後、現在の住まいに通知カードが郵送されます。  
※市に通知カードが返戻された場合、対象者の住民票の住所または登録住所に通知カードが返戻されたことに関する文書を郵送します。不明な場合は、市民課住民記録係にお問い合わせください。

### 【本人確認書類】

- 住基カード、運転免許証などの官公庁が発行した顔写真付きの身分証明書
  - 国民健康保険証などの顔写真が付かない身分証明書を2点
- ※①②いずれかの証明書が必要です。

## マイナンバー制度をもっと詳しく知りたい場合

- コールセンター 0570-20-0178（全国共通ナビダイヤル）※通話料がかかります  
9時30分～17時30分（土・日曜日・祝日・年末年始を除く）
- マイナンバー制度のホームページ（内閣官房） <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
- 市の出前講座の開催 市職員が出向いて、マイナンバー制度を分かりやすく説明します。  
詳しくは市政情報課までお問い合わせください。

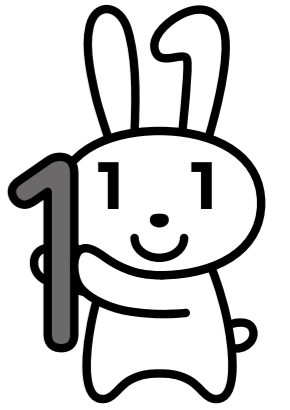


◆お知らせ：マイナンバーに関する作業を行うため、10月4日(日)の市民課の窓口業務は実施しません。

# マイナンバー制度 (社会保障・税番号制度) が始まります！

平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」が成立し、平成28年1月からマイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が始まります。

- 制度概要・出前講座申込：市政情報課情報システム担当 ☎23-5091
- 通知カードに関する手続き：市民課住民記録係 ☎23-6079



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

## マイナンバーとは

日本国内の全住民が持つ一人ひとり異なる12桁の番号をマイナンバーといいます。

法人には1法人に1つの13桁の法人番号が指定されます。

マイナンバーは生涯を通じて利用し、原則変更されません。大切に保管してください。

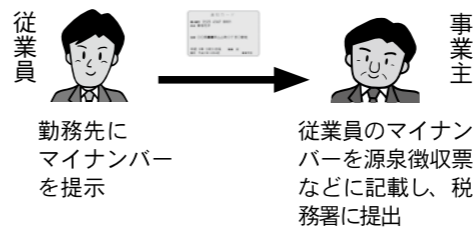
## マイナンバー導入による3つのメリット

- 公平・公正な社会の実現**  
所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、本当に困っている人にきめ細かな支援を行うことができます。
- 国民の利便性の向上**  
添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。
- 行政の効率化**  
行政事務が効率化され、国民の行政ニーズに、これまで以上に対応できるようになります。

## 事業者の取り扱い

事業者は、社会保険の手続きや源泉徴収票の作成などにおいて、従業員などからマイナンバーの提出を受け、書類に記載する必要があります。

(例えば…)



## マイナンバー制度の安心・安全の仕組み

制度面	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律に規定がある場合を除き、マイナンバーの利用・収集の禁止</li> <li>なりすまし防止のため、マイナンバー収集時の厳格な本人確認の義務付け</li> <li>第三者機関によるマイナンバーの適正管理の監視・監督</li> <li>法律に違反した場合の罰則強化</li> </ul>
システム面	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の分散管理による芋づる式の情報漏えいの防止</li> <li>行政機関間での情報のやり取りはマイナンバーを直接利用せず、符号を用いた情報連携の実施</li> <li>個人情報にアクセスできる人の制限・管理と通信の暗号化</li> <li>情報提供等記録開示システムの導入</li> </ul>

## マイナンバーが必要な場面

平成28年1月以降、マイナンバーは社会保障や税、災害対策の行政手続きで必要となります。

社会保障関係	年金や雇用保険の資格取得や確認、給付 ・医療保険の給付 ・福祉分野の給付 など
税務関係	税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書 ・県や市に提出する申告書 など
災害対策	防災・災害対策に関する事務 ・被災者生活再建支援金の給付 など